

入札監理小委員会における審議結果報告 独立行政法人大学入試センターの 「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」

独立行政法人大学入試センターの標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

主に大学入試センター職員が使用する、メール・グループウェア及び共有ファイルシステム等の機能を有する事務処理系の情報システムの構築、及び運用・保守を行うものである。

○事業期間

令和 8 年 8 月 1 日～令和 13 年 7 月 31 日（5 年間）

・市場化テスト 2 期目

第 1 期	（構築・準備）平成 28 年 4 月～平成 28 年 7 月（4 か月） （運用・保守）平成 28 年 8 月～令和 3 年 7 月（5 年）
一般競争入札 （市場化テスト対象外）	（構築・準備）令和 3 年 1 月～令和 3 年 7 月（7 か月） （運用・保守）令和 3 年 8 月～令和 8 年 7 月（5 年）
第 2 期	（構築・準備）令和 7 年 11 月～令和 8 年 7 月（9 か月） （運用・保守）令和 8 年 8 月～令和 13 年 7 月（5 年）

○事業の目的

大学入試センターの業務運営がより一層効率化されるように、可用性、利便性、信頼性に優れ、かつ、コストパフォーマンスの高いシステムを構築し、運用・保守を行う。

（2）これまでの経緯

1 者応札が継続している案件として、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において選定され、今回 2 期目である。

市場化テスト 1 期目の事業評価において、1 者応札の継続により競争性の確保に課題が認められた。そのため、次期事業期間において必要な施策の検討を加えた上で、令和 8 年 8 月開始事業にて市場化テストを再開することとした。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(ア) スケジュールの見直し（【資料 2-2】 P6, 8/98）

- 現行機器からのデータ移行作業、及び業務への影響を最小限に抑えた機器更新を行う必要があるため、落札者が決定してから事業開始まで十分な期間を確保することにより、他事業者の新規参入を容易にする。
- 開札から事業開始までの期間は、以下の通り。
 - 第 1 期市場化テスト事業 約 4 ケ月
 - 現行事業（一般競争入札） 約 7 ケ月
 - 第 2 期市場化テスト事業 約 9 ケ月

(イ) 参入要件の見直し（【資料 2-2】 P7, 35/98）

- プロジェクトマネージャ・作業員・応札者に求めている、「過去 3 年以内に実施された、本件と同等の規模（利用者数：200 人以上）の案件」の業務経験を緩和し、利用者数を数百人規模に限定しないものとして「過去 3 年以内に実施された、本件と同等以上の規模（利用者数：200 人以上）の案件」の業務経験とする。
- 作業従事者に求めている資格要件（ネットワークスペシャリスト試験等）を撤廃する。
- JISQ15001（個人情報保護）、ISO20000（IT サービスマネジメントシステム）を要件としなくても、前者については「ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」あるいは「プライバシーマーク」を、後者については「ISO9001（品質マネジメント）」を取得していれば十分であると判断し、本要件を削除して資格要件を緩和する。

(ウ) 業者との情報交換

- 業者の新規参入を促すため、パブコメ前に 8 社と情報交換を行った。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

事業の件名について、調達するものにはハードウェアだけではなくソフトウェアもあるため、「システム用機器借上げ」ではなく「システム借上げ」等の方が適当なのではないか。

【対応 1】

より本事業の内容が分かりやすくなるよう、実施要項（案）等において、併せて「運用支援」から「運用保守」に語句を修正し、「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務」に修正した。

（【資料 2-2】 P1, 3, 5～6, 8, 10, 12, 19～20, 25, 28, 30～32, 34, 45, 51, 54, 93～94/98）

【論点 2】

【資料 2-2】において、調達するソフトウェアに対する非機能要件について、追記、現行の設計書等や適当な納品物の公開、説明会での説明等、新規業者

でも要件を把握可能なよう対応することはできないか。

【対応 2】

① 【資料 2-2】 P75/98 「2.3.4 ファイルサーバ（一式）」の「(5)個別に利用できる……使用量の制限を行うこと。」の後に、『なお、ユーザごとの使用量については次項（ハードウェア要件）に示す範囲内で、当センターと協議の下に決定する。』を追記した。

② 【資料 2-2】 P78/98 「2.3.9 グループウェアサーバ」「■一般要件」に『(5)メールについては、1 ユーザ当たり 2 GB の容量を管理できること。』を追記した。

また、説明会での説明、現行の設計書や納品成果物の閲覧等、新規業者でも要件を把握可能なよう、適切に対応することとした。

（【資料 2-2】 P75, 78/98）

【論点 3】

【資料 2-2】で、細かな非機能要件を提示できない理由は何か。また提示が可能なのであれば仕様書や要件定義書への記載は可能か。

【対応 3】

具体的な数値については、特定の製品を指定してしまう恐れや、創意工夫によって市場に参加しようとする業者の参入を妨げることにつながりかねないことなどから記載していないものがあるが、説明会での説明、現行の設計書や納品成果物の閲覧等、新規業者でも要件を把握可能なよう、適切に対応することとした。

4. 意見招請の対応について

令和 7 年 4 月 23 日から 5 月 13 日までパブリック・コメントを行い、4 者から 31 件の意見が寄せられ、要件定義の訂正（10 件）を行った。

以上